

意見聴取要請の概要

○ 食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

※ 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

(平成 20 年 2 月 8 日付け)

- ・ 2,3-ジメチルピラジン
- ・ 2,5-ジメチルピラジン
- ・ 2,6-ジメチルピラジン

アスパラガス、生落花生、緑茶等の食品の香気成分として天然に含まれており、また、牛肉、豚肉、エビ、ポテト等の加熱調理及びコーヒー、カカオ等の焙煎により生成する成分である。

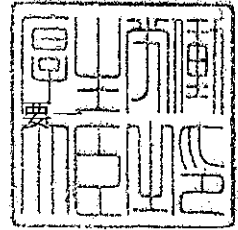
欧米では焼き菓子、アイスクリーム、清涼飲料、肉製品等の加工食品において風味を向上させるために添加されている。



厚生労働省発食安第 0207001 号
平成 20 年 2 月 7 日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舛添



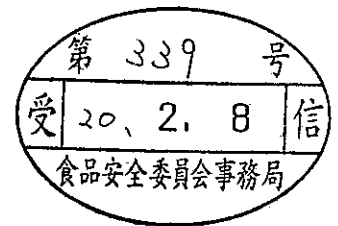
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

2,3-ジメチルピラジン



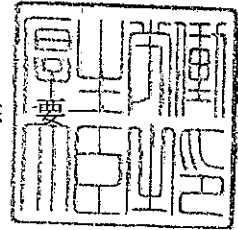


厚生労働省発食安第 0207002 号
平成 20 年 2 月 7 日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣

舛添



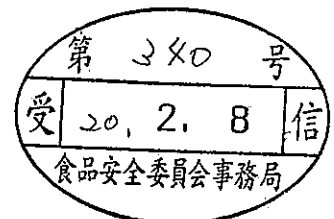
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

2,5-ジメチルピラジン



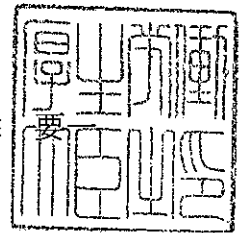


厚生労働省発食安第 0207003 号
平成 20 年 2 月 7 日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣

舛添



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第11条第1項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

2,6-ジメチルピラジン

